

## 第 2 次富士見市美化推進計画について

### 1. 計画策定根拠 富士見市をきれいにする条例

(美化推進計画)

第 14 条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

- (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
- (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項
- (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

### 2. 計画の目的 環境美化の推進

- ① 空き缶等および犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策の実施
- ② 市民等・事業者・行政の役割の明確化
- ③ 環境美化活動に対する支援

### 3. 計画期間 5 年間

- ・ 富士見市美化推進計画（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）
  - ・ 第 2 次富士見市美化推進計画（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）
- 【参考】第 3 次富士見市美化推進計画（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）

### 4. 計画内容

#### (1) 4 つの基本方針

【特徴】

※ 5・7・5 の標語型

※ 方針ごとに市民等・事業者・行政の役割を明記

#### ① 《続けよう 目を向け気づく まちの美化》

地域の環境美化についてのさまざまな情報を、多くの人々が共有し、相互に関心を深めることができるよう、市民等・事業者・行政が情報を積極的に発信します。

#### ② 《育てよう 一人ひとりの 美化意識（捨てる人から拾う人へ）》

地域の環境やそこに住む人のことを思いやることで、ごみを捨てる人から、ごみを拾う人になるよう、美化意識を育むとともに、子どもたちへの環境教育を社会全体で進めます。

#### ③ 《取り組もう 「きれい」を守る 美化活動》

きれいな道路や適正に管理された土地には、ごみの投げ捨てを繰り返されることや不法投棄はされにくいものです。まちがきれいであり続けられるよう、日々の美化活動に努めるとともに、条例の理念を実現するための環境づくりを進めます。

#### ④ 《広げよう チームワークで 美化運動》

地域で活動している個人や団体のネットワークづくりを推進することで、それぞれの主体が相互に連携し、まちぐるみで環境美化の取り組みを進められるような体制づくりをします。

**基本方針①**

『続けよう 目を向け気づく まちの美化』

《目で見て美化活動を意識してもらう施策（イベントによるPRなど）》

&lt;主な役割&gt;

**市民等**

- ・環境美化等のイベントへの参加など、美化に関心を持つ努力
- ・環境美化活動の積極的なPR

**事業者**

- ・美化活動や環境にやさしい活動のPR
- ・環境美化に関するイベントの開催

**行政**

- ・美化活動等の情報提供
- ・環境美化に関するポスターや標語の募集、活用
- ・「富士見市をきれいにする日」（5月と11月の最終日曜日）の周知のための街頭キャンペーンの実施
- ・美化活動を行う団体への顕彰制度の導入

&lt;実施した事業&gt;

- ・環境問題啓発ポスター展の実施と、富士見ふるさと祭りにおける上位作品の表彰などの環境問題啓発事業
- ・「富士見市をきれいにする日」のHPや広報誌による告知と、街頭キャンペーンの実施



**基本方針②**

『育てよう 一人ひとりの 美化意識（捨てる人から拾う人へ）』  
《知ってもらって美化意識を育む施策（環境教育など）》

## &lt;主な役割&gt;

市民等

- ・ごみの投げ捨てや犬のふんの放置をしないなどのマナーの遵守
- ・見つけたごみはできるだけ拾う心がけ
- ・地域ぐるみでの美化意識向上

事業者

- ・周辺の美化活動
- ・社員に対する環境美化教育

行政

- ・美化意識向上のための周知活動やイベント、出前講座の開催
- ・職員自ら美化活動に参加

## &lt;実施した事業&gt;

- ・出前講座や、富士見ふるさと祭り<エコ広場>での情報発信
- ・(再掲)「富士見市をきれいにする日」のHPや広報誌による告知と、街頭キャンペーンの実施
- ・安心安全道路クリーン事業、富士見市環境施策推進市民会議ブロッククリーン作戦への参加など、職員自らクリーン事業に参加する取り組み
- ・学校をはじめとした公共施設などでの自主的な美化活動の取り組み（資料3参照）
- ・ららぽーと富士見との美化推進協定締結（平成27年4月）
- ・【新規】市と富士見市商工会・商店会連合会の三者で美化推進協定を締結（平成28年度）
- ・【新規】上記三者協定において、美化啓発のぼり旗の設置・腕章の着用などの取り組みを開始（平成29年度）



**基本方針③****『取り組もう 「きれい」を守る 美化活動』  
《個々のマナー向上を図る事業》****＜主な役割＞****市民等**

- ・ごみの分別と資源化
- ・集積所の美化
- ・土地の管理者による不法投棄対策、市への不法投棄の通報
- ・自宅近辺や周辺道路の清掃
- ・地域での美化活動への積極的参加
- ・路上喫煙を行わない努力義務（指定区域内では努力義務ではなく禁止）

**事業者**

- ・ごみの資源化と排出抑制、分別と適正処理
- ・周辺の清掃、および地域での美化活動への参加
- ・社員に対する路上喫煙抑止の教育
- ・飲料用自動販売機に関する回収容器設置などの周辺美化
- ・地域美化に関するららぽーと富士見と市との連携

**行 政**

- ・各種施策の看板などの美化啓発品の作成・配布
- ・不法投棄の通報に対する対応
- ・不法投棄パトロールの実施
- ・路上喫煙禁止区域（美化推進区域）内の啓発看板等の設置
- ・路上喫煙状況調査の実施
- ・地域美化に関するららぽーと富士見と市との連携

**＜実施した事業＞**

- ・不法投棄パトロールの実施および警告看板の作成・配布
- ・不法投棄の通報に対する対応
- ・犬のふんの放置を禁止する看板、路上喫煙禁止啓発看板・横断幕・路面シール・のぼり旗の維持管理を行い、個々のマナー向上のための啓発活動を実施
- ・路上喫煙状況調査の実施
- ・（再掲）ららぽーと富士見との美化推進協定締結（平成27年4月）
- ・（再掲）【新規】市と富士見市商工会・商店会連合会の三者で美化推進協定を締結（平成28年度）
- ・（再掲）【新規】上記三者協定において、美化啓発のぼり旗の設置・腕章の着用などの取り組みを開始（平成29年度）

**基本方針④****『広げよう チームワークで 美化運動』  
《美化活動を行う団体との交流・支援など》****＜主な役割＞****市民等**

- ・（再掲）地域ぐるみでの美化意識向上
- ・ごみの投げ捨てや犬のふんの放置を行う者への声かけ
- ・町会や自治会に「環境部」を設置するなど、地域の美化を話し合う場の設定
- ・環境に関する市民団体の積極的な他団体との交流

**事業者**

- ・地域との交流や情報交換
- ・ごみの分別や美化活動などにおける団体内での団結
- ・美化活動の協賛など、他の事業者との連携

**行 政**

- ・各種団体による美化活動の情報提供
- ・美化活動を行う団体との交流の場の設定
- ・美化に関するイベントにおける市民・事業者への参加呼びかけ
- ・「富士見市をきれいにする日」やクリーン作戦など清掃活動を実施

**＜実施した事業＞**

- ・クリーン作戦を行う団体へのゴミ袋配布などの支援
- ・富士見市環境施策推進市民会議での各種事業により、市民・事業者と交流し、情報交換を実施
- ・（再掲）「富士見市をきれいにする日」のHPや広報誌による告知と、街頭キャンペーンの実施
- ・（再掲）安心安全道路クリーン事業、富士見市環境施策推進市民会議ブロッククリーン作戦への参加など、職員自らクリーン事業に参加する取り組み
- ・（再掲）学校をはじめとした公共施設などでの自主的な美化活動の取り組み